

全タク連発第49号
令和7年7月8日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

事業用自動車事故調査報告書の公表について

今般、「事業用自動車事故調査委員会」から別添の事業用自動車事故調査報告書が公表されたことを受け、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から全タク連に対し別添のとおり再発防止策の徹底及び周知依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し本報告書を活用し、再発防止策について積極的に取り組み、一層安全対策の推進を図るようご指導をお願いいたします。

なお、事故調査報告書については、概要版を添付しております。同報告書全文については、下記の国土交通省ホームページをご参照ください。

記

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

国自安第43号
令和7年7月4日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により下記2件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

[特別重要調査対象事故]

<事案1>大型トラックの衝突事故(宮城県栗原市):別紙1、別添1、別添3

事故概要:運転者が、高速道路を走行中、追い越し車線に進路変更するため、右後方を走行する車両に注意が集中し前方不注意となったことにより、故障のため本線上に停車していた大型バスに衝突した。

事故原因:長時間労働による疲労の蓄積、適性診断結果を踏まえた指導不足、被衝突側にあっては、緊急停車した際の危険防止措置が不十分であったことなど。

[重要調査対象事故]

<事案2>大型乗合バスの追突事故(浜松市浜北区):別紙2、別添2、別添4

事故概要:運転者が、高速道路を走行中、ハンドル操作を誤り、隣車線を走行していた大型トラックに追突した。

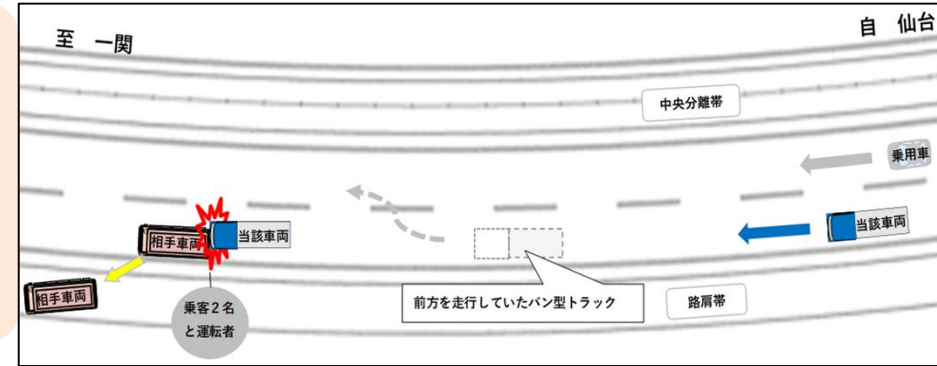
事故原因:体調不良時の具体的な対応方法が不明確、遅れを取り戻すための速度超過があったことなど。

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからもご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

【事故概要】

- 日時：令和5年5月16日 20時11分頃
- 概要：大型トラックが東北自動車道の第1車両通行帯を走行中、故障のため同通行帯に停車していた大型貸切バスと同バスの後方で故障対応していた運転者及び乗客2名に衝突した。この事故により大型貸切バスの運転者及び乗客2名が死亡し、大型トラックの運転者が重傷を負った。



事故概要図



事故の要因

【原因】

- 運転者
 - ・ 前方車両を追い越すため、右後方を併走する乗用車に**注意が集中し過ぎて前方不注視**。
 - ・ **長時間労働による疲労が注意力の低下**に影響。（トラック）
 - ・ **運転特性**（「判断動作のタイミングがかなり遅い」、「注意の配分が十分でない」）が、**右後方車両に注意が集中し過ぎの運転行動**に影響。（トラック）
 - ・ **警告灯点灯を放置**、また**緊急停車後の後続車に対する危険防止措置が不十分**。（バス）
- 事業者・運行管理者
 - ・ 疲労を蓄積させ、安全な運行の確保に悪影響を及ぼす**長時間労働を看過**。（トラック）
 - ・ 運転者個々の運転特性に配慮した**きめ細かな指導が不足**。（トラック）
 - ・ 高速道路上で緊急停車したときの適切な対応に関する**指導監督不十分**。（バス）

【再発防止策】

- 適切な労務管理の徹底
 - ・ **改善基準告示を厳守**し、運転者の疲労を蓄積させない**運行計画を作成**すること。（トラック）
 - ・ **行政から受けた改善指示**は、指示を受けた営業所にとどめず、**全営業所で共有**すること。（トラック）
- 運転者に対する指導監督の徹底
 - ・ 前方不注視の危険性を十分理解させ、**前方不注視につながる運転を行わないよう指導教育を徹底**すること。（トラック）
 - ・ **夜間の運行において生じる様々な危険**について、**危険予測訓練の手法を用いる**ことにより理解を深めさせ、**常に前方や周囲の交通状況に気を配るよう徹底**すること。（トラック）
 - ・ **車両が故障したときや緊急停車したときの適切な対応**に関する**指導を徹底**すること。（バス）



不適切な労務管理

宮城県栗原市大型トラックの衝突事故（令和5年発生） 事業用自動車事故調査報告書を公表

事業用自動車の重大事故の事故原因の調査・分析を行い、提言により事故の再発防止を図ることを目的として設置された、国土交通省の外部委託組織である事業用自動車事故調査委員会（委員長：酒井 一博）は、令和5年（2023年）5月16日に宮城県栗原市で発生した大型トラックの衝突事故に関する調査報告書を議決しましたので、公表いたします。

本事故は「特別重要調査対象事故」に該当し、社会的影響の大きさだけでなく、事故原因が事業者の組織的・構造的な問題に起因する可能性などを勘案して、事業用自動車事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要であると判断されました。

【本事故について】

■ 事故概要

大型トラックが東北自動車道の第1車両通行帯を走行中、故障のため同通行帯に停車していた大型貸切バスと同バスの後方で故障対応していた運転者及び乗客2名に衝突。

■ 事故原因

○トラック

- ・併走車両に注意が集中し過ぎて前方不注視。
- ・長時間労働による疲労が注意力の低下に影響。
- ・運転特性が右後方車両に注意が集中し過ぎた運転行動に影響。

○バス

- ・緊急停車時の後続車に対する危険防止措置が不十分

■ 対策

○適切な労務管理の徹底

- ・改善基準告示を厳守し実状に見合った運行計画を作成する。（トラック）
- ・行政から受けた改善指示は、指示を受けた営業所にとどめず、全営業所で共有する（トラック）

○運転者に対する指導監督の徹底

- ・前方不注視につながる運転を行わないよう指導教育の徹底（トラック）
- ・常に前方や周囲の交通状況への気配りの徹底（トラック）
- ・高速道路上において、車両の故障等により緊急停車した時の適切な対応に関する指導を徹底（バス）



本調査報告書は事業用自動車事故調査委員会によって事業用自動車事故及び事故に伴い発生した被害の原因を調査・分析し、事故の防止と被害の軽減に寄与することを目的として作成しており、事故の責任を問うために行われたものではありません。

今後も事業用自動車事故調査委員会は、交通事故の少ない社会を実現するために活動を続けてまいります。

【問合せ先】

事業用自動車事故調査委員会 広報事務局（担当：藤田、井上）

メール：jikocho@ozma.co.jp

TEL：080-5896-5971（事務局直通）

大型トラックの衝突事故

追い越しのタイミングで右後方車両に注意が集中
前方に停車していたバスの発見遅れる

宮城県栗原市
令和5年5月16日
20時11分頃

事故概要

大型トラックが東北自動車道の第1車両通行帯を走行中、故障のため同通行帯に停車していた大型貸切バスと同バスの後方で故障対応していた運転者及び乗客2名に衝突した。この事故により大型貸切バスの運転者及び乗客2名が死亡し、大型トラックの運転者が重傷を負った。

事故の状況

大型トラックが夜間に東北自動車道の第1車両通行帯を走行中、車両故障のため非常点滅表示灯を点滅させ同通行帯に停車していた大型貸切バスと同バスの後方で故障対応していた運転者及び乗客2名に衝突した。この事故により大型貸切バスの運転者及び乗客2名が死亡し、大型トラックの運転者が重傷を負った。事故は、大型トラックの運転者が夜間に東北自動車道下りを約92 km/hで走行中、**非常点滅表示灯を点滅させ第1車両通行帯左端付近に停車している大型貸切バスに気付かず、衝突**したことで起きたものと推定される。

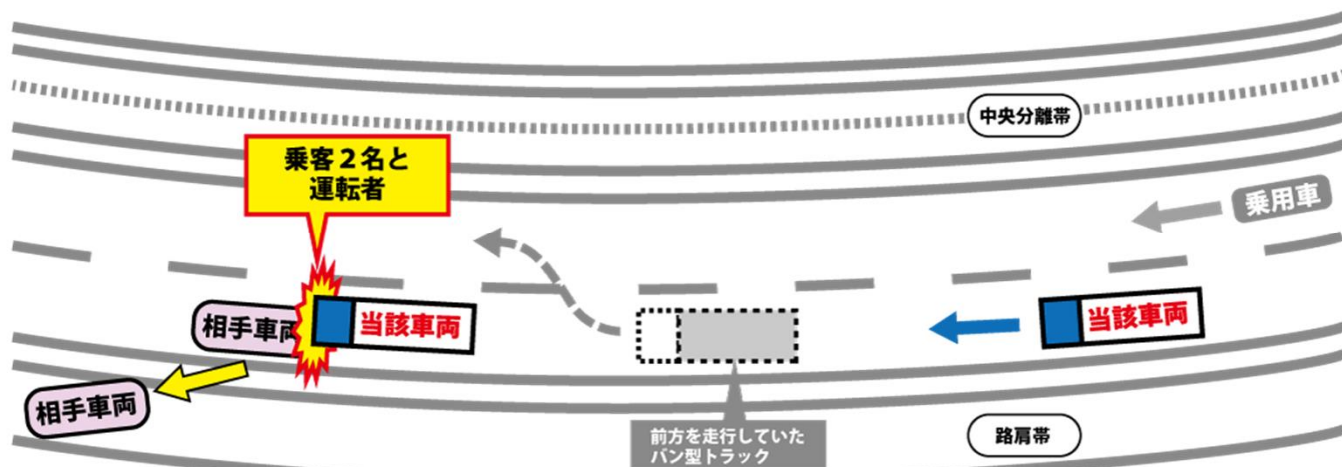


状況図

至一関

東北縦貫自動車道弘前線下り（栗原市内）

至仙台



原因

①トラックの前方不注視に加えて、緊急停車後の後続車に対する危険防止措置が不十分であったことも原因

- 前方車両を追い越すため、右後方を併走する乗用車に注意が集中し過ぎて**前方不注視**。
- **長時間労働による疲労が注意力の低下に影響**。(トラック)
- 運転特性(「判断動作のタイミングがかなり遅い」、「注意の配分が十分でない」)が、**右後方車両に注意が集中し過ぎの運転行動に影響**。(トラック)
- また緊急停車時の後続車に対する危険防止措置が不十分。(バス)



②事業者・運行管理者の指導監督不足

- 疲労を蓄積させ、**安全な運行の確保に悪影響を及ぼす長時間労働を看過**。(トラック)
- 運転者個々の運転特性に配慮したきめ細かな指導が不足。(トラック)
- 高速道路上で**緊急停車したときの適切な対応に関する指導監督不十分**。(バス)

参考

緊急停止時の後続車に対する危険防止措置の重要性

緊急停止時の後続車に対する危険防止措置は、特に車両故障などの緊急事態発生時において極めて重要です。高速道路では車両の速度が非常に高いため、車両故障などによりやむを得ず停車することになった場合、後続車が追突するリスクが高まります。

このような状況においては、後続車に対して下記のような迅速かつ効果的な危険防止措置を講じることが、過去の調査報告書においても提言されています。

- **非常点滅表示灯で合図しながら車両をできる限り路肩に寄せて停車する**
- **発炎筒を点火し停止表示器材を設置するとともに、乗客・乗員当等を車両より後方でガードレールの外側等安全な場所に避難させる**

再発防止策

★ 適切な労務管理の徹底

- 改善基準告示で定める拘束時間を厳守すること。**運行計画は実態に合わせて適切に作成すること**。(トラック)
- 行政から受けた改善指示事項は指示を受けた営業所にとどめず、全営業所で共有すること。(トラック)
- 荷待ちなどのため勤務時間が改善基準告示違反となる場合には、運行計画の変更などの対応をとること。

★ 運転者に対する指導監督の徹底

- 高速道路上で前方不注視の危険性を十分理解させ、**前方不注視につながる運転を行わないよう指導教育を徹底**すること。(トラック)
- 高速道路上で夜間の運行において生じる様々な危険について、**危険予測訓練の手法**を用いることにより理解を深めさせ、常に前方や周囲の交通状況の確認を徹底させること。(トラック)
- 高速道路上で**車両の故障等により緊急停車した時の適切な対応に関する指導を徹底**すること。(バス)

事業用自動車事故調査委員会について

「事業用自動車事故調査委員会」は、平成26年（2014年）6月24日に設立された事業用自動車に関わる重大事故について、その原因を分析し、再発防止策を提言するための事故調査機関。

概要

- 人間工学、労働科学、健康医学、自動車工学、交通工学、道路工学などの専門知識を有する者で構成
- 毎年4回開催し、報告書について審議

【委員会の様子】



【調査事例】



軽井沢スキーバス事故
※ 国土交通省ウェブサイトから

【公表の状況】

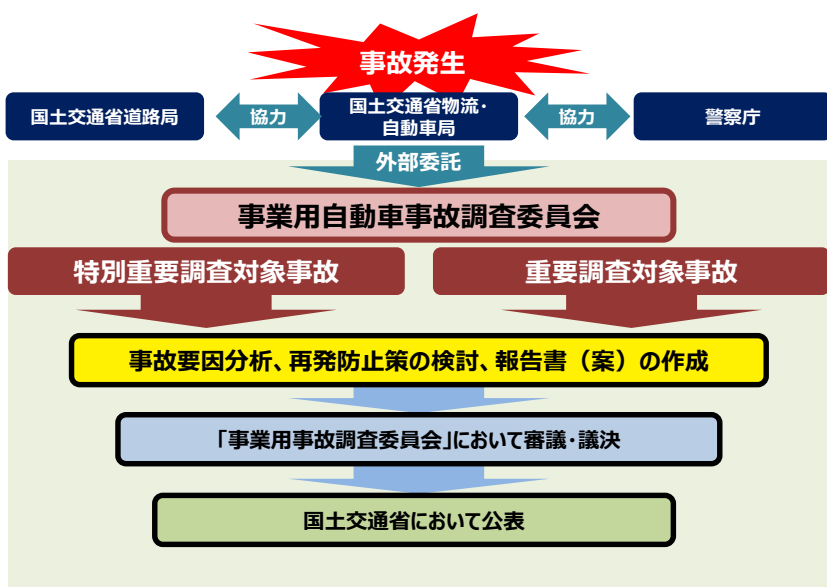
年度	調査対象事故数	公表済み数	公表率
平成26年度	46	19	41%
平成27年度	46	21	46%
平成28年度	46	22	48%
平成29年度	46	23	50%
平成30年度	46	24	52%
平成31年度	46	25	54%
令和元年度	46	26	57%
令和2年度	46	27	59%
令和3年度	46	28	61%
令和4年度	46	29	63%
令和5年度	46	30	65%

- 特別重要調査対象事故：19件
- 重要調査対象事故：46件

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性のあるより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。
- 国土交通省は平成26年（2014年）6月、（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている。

事故調査の流れ



事業用自動車事故調査委員会委員名簿

- 酒井 一博**
公益財団法人大原記念労働科学研究所 主管 研究員
- 今井 猛嘉**
法政大学法科大学院 教授、弁護士
- 小田切 優子**
東京医科大学医学部医学科公衆衛生学分野 講師
- 春日 伸予**
芝浦工業大学 名誉教授
- 久保田 尚**
埼玉大学大学院 理工学研究科 名誉教授、
日本大学 客員教授
- 首藤 由紀**
株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長
- 吉田 裕**
関西大学社会安全学部 教授
- 廣瀬 敏也**
芝浦工業大学工学部 教授



事業用自動車事故調査委員会

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>



各分野の専門家から構成された事業用自動車事故調査委員会では社会的影響の大きな重大事故の調査分析を行っています。過去の調査報告書を公表していますので、ホームページをご覧ください。



国土交通省

【事故概要】

- 日時：令和4年12月4日 5時53分頃
- 概要：福岡・東京間を2名乗務で運行する大型乗合バスが、乗客17名を乗せて新東名高速道路の第3車線を走行中、同車両通行帯を左方にそれ、第2車両通行帯を走行していた大型トラックに追突した。この事故により、大型乗合バスの運転者及び乗客6名が軽傷を負ったほか、大型トラックの運転者が軽傷を負った。

【原因】

- 運転者
 - ・ 運行途中に腹痛を発症し、計画にないパーキングエリアで約21分間停車したため、事故発生時、道路工事により50km/hに最高速度規制されていて道路を、遅れを取戻すため約120km/hで走行し、自車車両通行帯をそれて追突した。
 - ・ 腹痛発症時に運行管理者に連絡することなく、気兼ねから同乗の先輩運転者に相談することもなく、自らの判断で運転を継続した。
- 事業者・運行管理者
 - ・ 服務規程への記載のみで、体調不良時の具体的な対応方法が明確に示されていないかった。
 - ・ 運行の遅れを取戻すためと思われる速度超過が常態化していたものの是正されていないかった。

【再発防止策】

- 適切な運行管理
 - ・ 日頃のコミュニケーションを密にし、乗務員の健康状態の把握に努めること。
 - ・ 突発的な遅れが生じた場合、定時運行を確保するために安全を犠牲にすることがないように、運転者に適切な指示を行うこと。
 - ・ 日々の運行記録を確認し、速度超過等の違反が繰返されることのないよう指示すること。
- 適切な指導監督
 - ・ 体調不良時に、運転者が躊躇することなく対応できるようにマニュアル等を準備し、日頃から運転者に理解させること。
 - ・ 2名乗務の運行においては、先輩と後輩のような権威勾配が障害となることがないように、職場のコミュニケーションスキルの向上に取り組むこと。



職場のコミュニケーションの向上

静岡県浜松市大型乗合バスの追突事故（令和4年発生） 事業用自動車事故調査報告書を公表

事業用自動車の重大事故の事故原因の調査・分析を行い、提言により事故の再発防止を図ることを目的として設置された、国土交通省の外部委託組織である事業用自動車事故調査委員会（委員長：酒井一博）は、令和4年（2022年）12月4日に静岡県浜松市浜北区で発生した大型乗合バスの追突事故に関する調査報告書を議決しましたので、公表いたします。

本事故は「重要調査対象事故」に該当し、事故原因が事業者の組織的・構造的な問題に起因する可能性があり、同種事故の多発が予測され、早期に有効な再発防止策が必要であることなどを勘案し、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要であると判断されました。

【本事故について】

■ 事故

福岡・東京間を2名乗務で運行する大型乗合バスが、乗客17名を乗せて新東名高速道路の第3車両通行帯を走行中、同車両通行帯を左方にそれ、第2車両通行帯を走行していた大型トラックに追突した。

■ 事故原因

○ 運転者

- ・体調不良及び速度超過が影響し、適切なハンドル操作ができず、車両通行帯をそれた
- ・体調不良の際、運行管理者や同乗の先輩運転者に連絡、相談せず自らの判断で運転を継続した

○ 事業者・運行管理者

- ・体調不良時の具体的な対応方法が明確でなかった
- ・遅れを取戻すためと思われる速度超過が常態化していた

■ 対策

○ 適切な運行管理

- ・乗務員の健康状態の把握に努める
- ・定時運行確保のために安全を犠牲にしないよう、運転者への適切な指示
- ・速度超過等の違反が繰返されることのないよう指示

○ 適切な指導監督

- ・体調不良時に、運転者が躊躇することなく対応できるようマニュアル等を準備
- ・職場のコミュニケーションスキルの向上



本調査報告書は事業用自動車事故調査委員会によって事業用自動車事故及び事故に伴い発生した被害の原因を調査・分析し、事故の防止と被害の軽減に寄与することを目的として作成しており、事故の責任を問うために行われたものではありません。

今後も事業用自動車事故調査委員会は、交通事故の少ない社会を実現するために活動を続けてまいります。

【問合せ先】

事業用自動車事故調査委員会 広報事務局（担当：藤田、井上）

メール：jikocho@ozma.co.jp

TEL：080-5896-5971（事務局直通）

ハンドル操作を誤り 隣車線の大型トラックに追突

静岡県浜松市浜北区

令和4年12月4日

5時53分頃

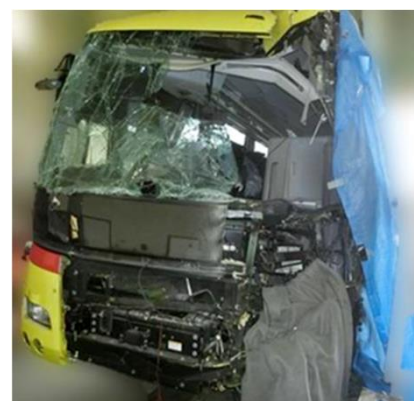
事故概要

福岡・東京間を2名乗務で運行する大型乗合バスが、乗客17名を乗せて新東名高速道路の第3車両通行帯を走行中、同車両通行帯を左方にそれ、第2車両通行帯を走行していた大型トラックに追突した。この事故により、大型乗合バスの運転者及び乗客6名が軽傷を負った他、大型トラックの運転者が軽傷を負った。

事故の状況

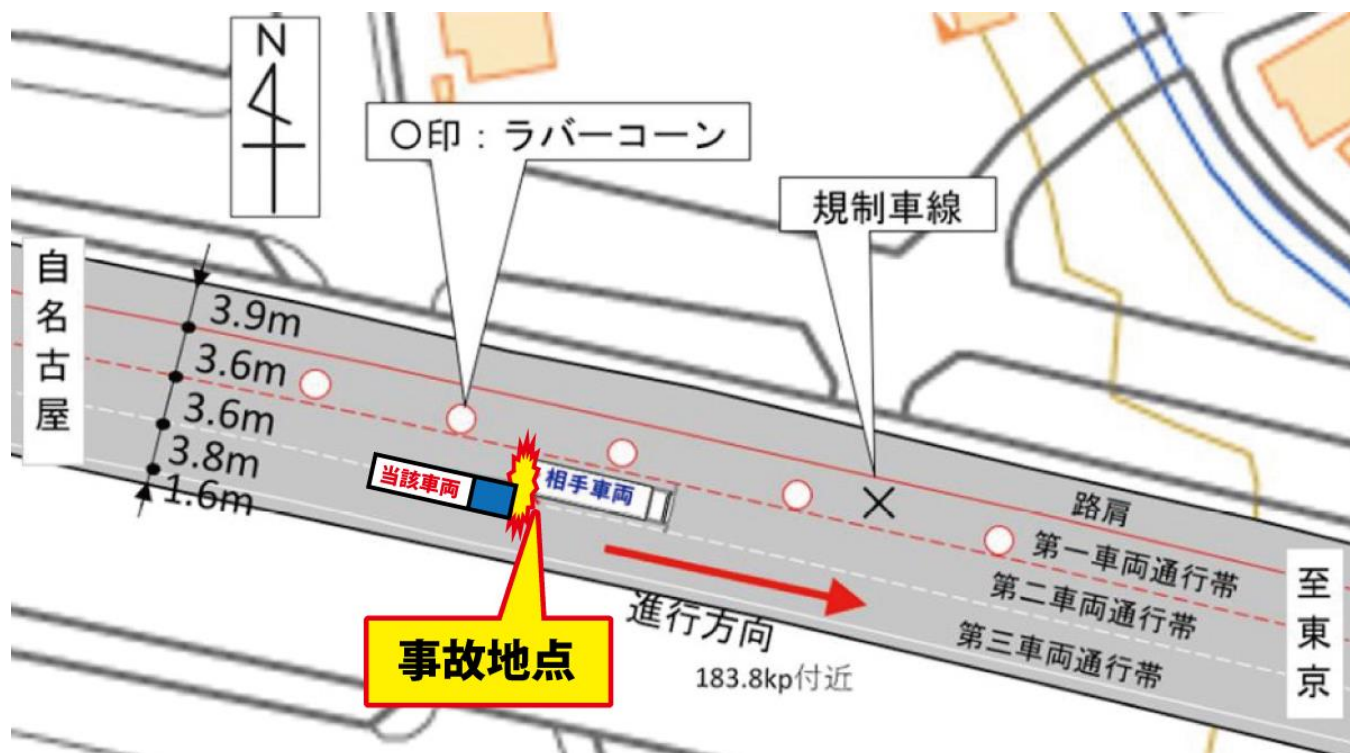
大型乗合バスの運転者は、**運行途中に腹痛を発症**し、体調の回復を図るため運行表にないパーキングエリアで約21分間停車した。

停車した約21分間の遅れを取戻すため、道路工事に伴い第1車両通行帯の**車線規制及び50km/hの最高速度規制**が実施されていた事故地点の第3車両通行帯を**120~124km/hで走行**し、同車両通行帯を左方にそれて追突したものと考えられる。



状況図

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（浜松市浜北区）



原因

① ハンドル操作の誤り

- 道路形状に応じた**適切なハンドル操作ができず、車両通行帯をそれた**ことについては、前方に対する集中力が低下したことによるものと推定され、その要因として**体調不良及び速度超過が影響した可能性**が考えられる。
- 腹痛発症時に運行管理者に連絡することなく、**気兼ねから同乗の先輩運転者に相談することもなく**、自らの判断で運転を続けた。



② 体調不良時マニュアルの未整備

- 運行の停止と報告の指示の規定はあるが、**体調不良時の具体的な対応方法が明確でなかった**。
- 運行の遅れを取戻すためと思われる**速度超過が常態化**していたものの是正されていなかった。

参考

「言い出しにくい雰囲気」は事故の前兆

これまで公表してきた重大事故について、今回の事故のように運転者が体調不良を訴えられず運転を続けたことにより事故となった事案も少なくありません。平成30年2月15日には、愛知県岡崎市でトラック運転手が、**38度を超える発熱にもかかわらず運転を続けたために、信号待ちをしている車列に気づくのが遅れ追突事故が発生しました**。体調不良を軽視せず、適切に申告し交代や休息を取ることが、安全確保に不可欠です。



職場のコミュニケーションの向上が事故を未然防ぐ！

再発防止策

★ 適切な運行管理

- 日頃のコミュニケーションを密にし、**乗務員の健康状態の把握**に努めること。
- 突発的な遅れが生じた場合、**定時運行を確保するために安全を犠牲にすることがないように**、運転者に適切な指示を行うこと。
- 日々の運行記録を確認し、速度超過等の違反が繰返されることのないよう指示すること。

★ 適切な指導監督

- **体調不良時に、運転者が躊躇することなく対応できるようにマニュアル等を準備**し、日頃から運転者に理解させること。
- 2名乗務の運行においては、先輩と後輩のような権威勾配が障害となることがないように、**職場のコミュニケーションスキルの向上**に取り組むこと。

事業用自動車事故調査委員会について

「事業用自動車事故調査委員会」は、平成26年（2014年）6月24日に設立された事業用自動車に関わる重大事故について、その原因を分析し、再発防止策を提言するための事故調査機関。

概要

- 人間工学、労働科学、健康医学、自動車工学、交通工学、道路工学などの専門知識を有する者で構成
- 毎年4回開催し、報告書について審議

【委員会の様子】



【調査事例】



軽井沢スキーバス事故
※ 国土交通省ウェブサイトから

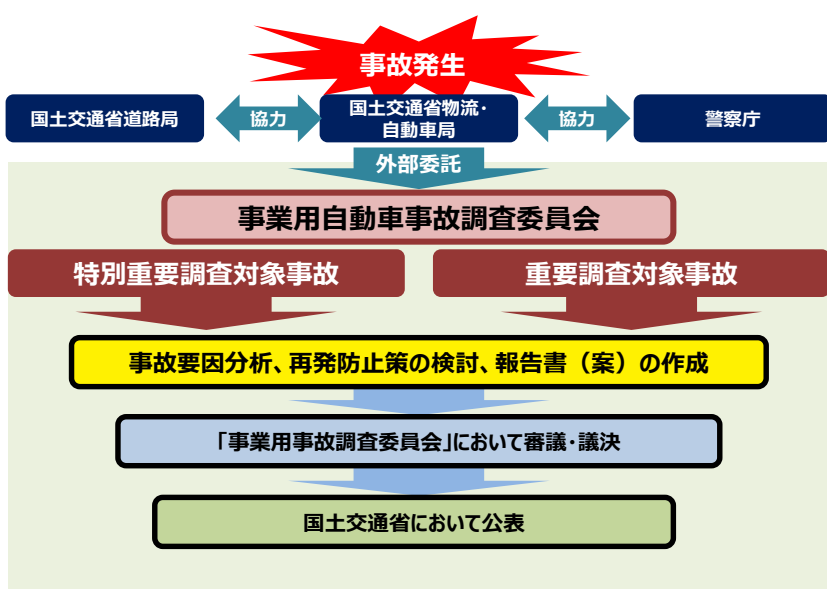
【公表の状況】

- **特別重要調査対象事故：19件**
- **重要調査対象事故：46件**

経緯

- 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性のあるより質の高い再発防止策の提言を得ることが求められている。
- 国土交通省は平成26年（2014年）6月、（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」を設置し、事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析を行っている。

事故調査の流れ



事業用自動車事故調査委員会委員名簿

- 酒井 一博**
公益財団法人大原記念労働科学研究所 主管 研究員
- 今井 猛嘉**
法政大学法科大学院 教授、弁護士
- 小田切 優子**
東京医科大学医学部医学科公衆衛生学分野 講師
- 春日 伸予**
芝浦工業大学 名誉教授
- 久保田 尚**
埼玉大学大学院 理工学研究科 名誉教授、日本大学 客員教授
- 首藤 由紀**
株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長
- 吉田 裕**
関西大学社会安全学部 教授
- 廣瀬 敏也**
芝浦工業大学工学部 教授



事業用自動車事故調査委員会

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>



各分野の専門家から構成された事業用自動車事故調査委員会では社会的影響の大きな重大事故の調査分析を行っています。過去の調査報告書を公表していますので、ホームページをご覧ください。



国土交通省